

掲 示 事 項

指定居宅介護支援・指定介護予防支援

運 営 規 定 の 概 要

フリガナ	ココ・ヨリドコ		
事業所名	ココ・ヨリドコ		
サービスの種類	指定居宅介護支援 指定介護予防支援	事業所番号	1373207677
所在地	〒195-0064 東京都町田市小野路町 11-1 まちだ丘の上病院内	フリガナ	マツヒラ サトエ
		管理者	松日樂 聡恵
営業日	日 月 火 水 木 金 土 祝日	電話番号	050-5799-4468
	休 ○ ○ ○ ○ ○ 休 ○	Fax 番号	050-5482-5454
		e メール	koko@yoridoko.com
営業時間	月曜日～金曜日,祝日 8:30～17:30		
休業日	土曜日～日曜日 年末年始 (12/29～1/3)		
備考	営業時間外においても24時間電話対応ができる体制とする		
利用料	法定代理受領分	厚生労働大臣が定める公示上の基準額 (別掲)	
	法定代理受領分以外	厚生労働大臣が定める公示上の基準額 (別掲)	
その他の費用	自費負担金が生じた場合,交通費・駐車費用等が生じた場合,自費サービス利用をした場合,は利用料金表に定める費用が生じる。		
事業実施地域	町田市		

事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険の関係法令に従い、対象となる居宅介護(予防)支援を提供すること。また、法人が担う地域包括支援について、介護保険利用者のみならず、地域で暮らす人々の心身が健康的に過ごせるよう広く関わっていくことを目的とします。
運営の方針	私たちは『ここで生きたい。』『ここで暮らしたい。』と願うすべての人の思いに寄り添い、その人がその人らしく生ききるための支援計画を立て、様々な事業者との連携のもと、生活を見守っていくよう努めます。

従事者の勤務体制

介護支援専門員氏名	基礎職種	常勤・非常勤の別		専従・兼務の別		兼務する職種
		常勤	非常勤	専従	兼務	
マツヒラ サトエ	介護福祉士 社会福祉士主事任用資格	○			○	管理者
松日樂 聡恵						
オオゼキ トモミ	社会福祉士 精神保健福祉士 介護福祉士	○		○		
大関 朋美						
カネマス エリ	介護福祉士	○		○		
兼増 栄里						

秘密の保持

- 当事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業者は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業者の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業者は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

緊急時における対応方法

- サービス提供中に利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時の手当てを行なうとともに、速やかに関係機関へ連絡を行なう等、必要な措置を講じます。また、訪問中の職員に起因するような事故の場合は、必要に応じて臨時の手当てを行なうとともに関係機関への報告も行ないます。なお、大災害発生時については、訪問中の職員の状況判断を優先し、後に当法人の災害時事業継続計画によって支援していきます。

緊急時の連絡	家族等に対しては事前に登録されている方へ電話連絡します。 利用サービス事業者名・医療機関名・連絡先等は別紙で保管します。 緊急度に応じた措置をとります。
サービス提供時の事故	訪問中の職員に起因する事故が発生した場合は、その場で必要な措置を講じると共に、速やかに、家族、利用サービス事業者等、市町村等へ報告します。
大災害時等	家族と連絡が取れるまでは付き添い、または、当法人の災害時事業継続計画に則て、安全の確保に努めます。

事故発生時の対応

- 当事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業者は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

事業継続計画の策定

- 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービス提供を継続的に実施するための計画（業務継続計画）を策定し、計画に従い必要な措置を講じます。
- 従業者に業務継続計画を周知し、必要な研修や訓練を定期的に行います。
- 定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記窓口で受付けします。

担当者	一般財団法人ひふみ会 在宅・地域部門長 在原房子 又は 管理者 松日樂聡恵
連絡先	電話 050-5799-4468 ファックス 050-5482-5454

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	町田市役所 介護保険課給付係	電話 042-724-4366 8:30~17:00 (土日祝除く)
	東京都国民健康保険団体 介護相談窓口	電話 03-6238-0177 9:00~17:00 (土日祝除く)

虐待の防止

○当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、虐待のための対策を検討する委員会を設置し指針を整備します。また、定期的な研修や担当者を設置する措置を講じます。

利用料その他の費用の額

○利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は別掲のとおりであり、居宅(介護予防)サービス計画の作成にかかる自己負担金はありません。

サービスの利用にあたってご留意いただきたいこと

- (1) サービス提供の際、介護支援専門員は次の業務を行うことはできません。
・各種支払いや年金等の管理 ・金銭の貸借など金銭に関する取扱い
- (2) 介護支援専門員に対し、贈り物や飲食物の提供等はお断りいたします。
- (3) 体調や容態の急変などでサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに各担当の事業者または当事業所へご連絡ください。
- (4) 当事業所では、家族間の意向の相違による利用者への影響を最小限にするべく、窓口となる家族代表者を決めて頂いています。そのため、家族代表者以外の家族からの要望には応られない場合があります。ご了承ください。
- (5) 24時間連絡体制下の緊急時等における対応は一時的かつ緊急的であるため、通常のサービスとは明確に異なります。そのため、ご利用者やご家族の要望に添った対応が必ずしも出来るとは限りません。ご了承ください。

料金表 居宅介護支援

(居宅サービス計画策定にかかる自己負担金はありません)

一般財団法人ひふみ会 ココ・ヨリドコ

2024年9月1日現在

■居宅介護支援費 利用料＝単位×地域区分11.12(円)

区分	要介護度	単位	利用料 (介護報酬総額)	
居宅介護支援費Ⅰ				1月につき
居宅介護支援費 (i) *取扱件数45件未満	要介護1	1,086	12,076	
	要介護2	1,086	12,076	
	要介護3	1,411	15,690	
	要介護4	1,411	15,690	
	要介護5	1,411	15,690	
居宅介護支援費 (ii) *取扱件数45件以上 60件未満(45件以上 60件未満の部分の み適用)	要介護1	544	6,049	
	要介護2	544	6,049	
	要介護3	704	7,828	
	要介護4	704	7,828	
居宅介護支援費 (iii) *取扱件数60件以上 (60件以上の部分の み適用)	要介護1	326	3,625	
	要介護2	326	3,625	
	要介護3	422	4,692	
	要介護4	422	4,692	
居宅介護支援費Ⅱ				
居宅介護支援費 (i) *取扱件数50件未満	要介護1	1,086	12,076	
	要介護2	1,086	12,076	
	要介護3	1,411	15,690	
	要介護4	1,411	15,690	
	要介護5	1,411	15,690	
居宅介護支援費 (ii) *取扱件数50件以上 60件未満(50件以上 60件未満の部分の み適用)	要介護1	527	5,860	
	要介護2	527	5,860	
	要介護3	683	7,594	
	要介護4	683	7,594	
居宅介護支援費 (iii) *取扱件数60件以上 (60件以上の部分の み適用)	要介護1	316	3,513	
	要介護2	316	3,513	
	要介護3	410	4,559	
	要介護4	410	4,559	
	要介護5	410	4,559	

■加算等 利用料＝単位×地域区分11.12(円)

加算項目	単位	利用料 (介護報酬総額)	
初回加算	300	3,336	1月につき
特定事業所加算			1月につき
特定事業所加算(Ⅰ)	519	5,771	
特定事業所加算(Ⅱ)	421	4,681	
特定事業所加算(Ⅲ)	323	3,591	
特定事業所加算(A)	114	1,267	
特定事業所医療介護連携加算	125	1,390	1月につき
入院時情報連携加算			1月につき
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250	2,780	
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200	2,224	
退院・退所加算			入院または入所期間中1回を限度
退院・退所加算(Ⅰ)イ	450	5,004	
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600	6,672	
退院・退所加算(Ⅱ)イ	600	6,672	
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750	8,340	
退院・退所加算(Ⅲ)	900	10,008	
通院時情報連携加算	50	556	1月につき
緊急時等居宅カンファレンス加算	200	2,224	1月に2回を限度に
ターミナルケアマネジメント加算	400	4,448	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合
減算項目	単位	利用料 (介護報酬総額)	
特定事業所集中減算	-200	-2,224	1月につき
高齢者虐待防止措置未実施減算			所定単位数×1%の減算
業務継続計画未策定減算			所定単位数×1%の減算 ※令和7年4月1日より適用となる

※居宅介護支援費(Ⅱ)については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システム及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については(ii)を、60件以上の部分については(iii)を算定する。

料金表 介護予防支援

(介護予防サービス計画策定にかかる自己負担金はありません)

一般財団法人ひふみ会 ココ・ヨリドコ

2024年9月1日現在

■ 介護予防支援費 利用料=単位×地域区分11.12 (円)

	区分	要介護度	単位	利用料 (介護報酬総額)	
介護 予 防 支 援 費	介護予防支援費Ⅰ (地域包括支援センターが行う場合)				1月につき
			442	4,915	
	介護予防支援費Ⅱ (指定居宅介護支援事業者が行う場合)				1月につき
			472	5,248	

■ 加算等

加算項目	単位	利用料 (介護報酬総額)	
初回加算	300	3,336	1月につき
高齢者虐待防止措置未実施減算			所定単位数×1%の減算
業務継続計画未策定減算			所定単位数×1%の減算 ※令和7年4月1日より適用となる